

# 奥州市いじめ防止基本方針



平成26年10月  
(平成30年1月改定)  
奥州市教育委員会

# 目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

第 1 章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・・・ P 1

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 奥州市いじめ防止基本方針策定の目的
- 4 いじめ防止に向けた方針

第 2 章 いじめの防止等のために奥州市（教育委員会含む）が実施する施策・・ P 3

- 1 いじめの防止等の対策のための組織の設置
- 2 いじめ問題の未然防止・早期発見・早期対応に関すること
- 3 いじめの対応に関すること
- 4 学校運営改善の実施に関すること

第 3 章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・・・ P 4

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定
- 2 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置
- 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

第 4 章 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

- 1 重大事態の発生と調査
- 2 調査結果の提供及び報告、並びに市長による再調査

**資料** 「いじめ・重大事態発生時の対応フローチャート」

# 奥州市いじめ防止基本方針（平成 26 年 10 月策定）（平成 30 年 1 月改定）

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童又は生徒（以下、「児童等」と記す）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

いじめを防止するためには、保護者、児童等が育ち・学ぶ施設の関係者、地域住民及び児童等に関わる関係機関が連携し、いじめの問題に対する基本認識を共有するとともに、児童等自身も他の人を思いやり、お互いを尊重し合える力を育みながら、安心して学ぶことができる環境づくりの担い手であることを自覚し、いじめを許さない社会をつくっていかねばならない。

奥州市においては、平成 24 年 4 月に「子どもの権利に関する条例」を定め、その第 4 条において「安全に安心して生きる権利」を示し、暴力、いじめ等を受けないことを保障している。また、その保障を具現化する動きとして、いじめ問題がどの学校でもどの児童等にも起こりうるものであることと認識し、奥州市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）では、問題行動等対策実行委員会を設置していじめ防止の取組を推進してきた。

また、平成 26 年 10 月には、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行を受け、あらためて児童等のいじめ問題の防止等のため「奥州市いじめ防止基本方針」（以下「奥州市基本方針」という。）を策定した。

今回、平成 29 年 3 月の国の「いじめの防止等のための基本的な方針」改定、同年 9 月の「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」の改定を受け、教育委員会は、本市において、いじめ問題防止等の対策をさらに総合的かつ効果的に推進するために「奥州市基本方針」を改定するものである。

## 第 1 章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめについては、法第 2 条において次のように定義されており、本市もこれを踏まえて取組を進めるものとする。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市において、いじめを防止するため、次の基本認識のもと、市（教育委員会含む）、学校、家庭や地域、関係機関などの連携により取り組むものとする。

- (1) いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こりうるものであるとの認識のもと、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」の考え方を基本とするものであること。
- (2) いじめは、児童等の健全育成を阻害するだけでなく、将来に向けた夢や希望を失わせるなど、長期間にわたり深刻な影響を与えることがあること。

- (3) いじめは、特定の児童等や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体でいじめを絶対に許さない雰囲気を作ることが大切であり、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力する必要があること。
- (4) 児童等は、自らが安心して豊かに生活できる環境づくりの担い手であることを自覚し、いじめを許さない社会の実現に努めること。

### 3 奥州市いじめ防止基本方針策定の目的

奥州市では、前述の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら、広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本となる事項を定めること等により、市全体で児童等の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的として「奥州市いじめ防止基本方針」を策定する。

### 4 いじめ防止に向けた方針

児童等のいじめを防止するために、社会全体がいじめをさせない、いじめを許さない風土づくりに努める。また、いじめを「しない」「させない」という未然防止や、「見逃さない」という早期発見・早期対応が重要という姿勢のもと、市（教育委員会を含む）、学校、家庭や地域、関係機関等と連携を図り、市全体で児童等の健やかな成長を支え、見守る取組を進めていくものとする。

#### (1) いじめの防止

いじめの防止には、児童等の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する場を学校の教育全体を通じて培うことが必要であるとともに、児童等自身がいじめ防止についての意識を高める必要があることから、児童等が主体となっていじめを防止する取組が実践できるように、市として学校に対し指導や支援を行う。また、市として学校が定期的なアンケートや個別の面談を実施するように教育委員会が中心となり学校へ支援を行う。

#### (2) いじめの早期発見

児童等に関わる大人は互いに連携し、児童等の些細な変化に気づき、いじめの早期発見・早期対応、いじめを受けた児童等への適切な支援、いじめを行った者等への適切な指導を速やかに行うことが重要である。積極的にいじめを認知することが必要であることから、市として、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭や地域、関係機関等との連携の強化や必要な体制の整備に努め、児童等を見守る。

#### (3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童等の安全を確保するとともに、いじめを行ったとされる児童等や周囲の児童等に対して、教職員が連携して[詳細](#)を確認して適切かつ迅速に対応することが必要である。また、家庭や教育委員会への報告・連絡・相談を行い、事案によっては関係機関との連携を図ることが重要である。そのため、市として各関係個所との連絡や調整を図るとともに、状況を継続的に確認して学校を支援する。

#### (4) 家庭や地域、関係機関との連携

市の「子どもの権利に関する条例」の前文に、「子どもは、奥州市の宝であり、希望」との

理念が掲げられているように、社会全体で児童等を見守り、児童等が安心して豊かに生活できるよう、学校、家庭、地域、関係機関が連携していくことが必要である。特に、保護者が児童等の教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化、共通理解を図り、協力して取り組むように市としても努めていく。

## 第2章 いじめの防止等のために奥州市（教育委員会を含む）が実施する施策

市は、奥州市基本方針に基づき、いじめ問題の防止等の対策を総合的に策定し、推進する。

### 1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

#### (1) 問題行動等対策実行委員会の継続設置

教育委員会では、平成 20 年度から、県南教育事務所、一関児童相談所、県及び市の健康福祉部、市民生児童委員連合協議会、各区校長会代表、各支所長、教育研究所、教育委員会学校教育課等から構成される「不登校対策実行委員会」を設置し、平成 24 年度から「問題行動等対策実行委員会」と改名し、市内のいじめ問題を含めた生徒指導の状況の把握と、未然防止・早期発見・早期対応の方法等について協議を進めてきた。

今後も「問題行動等対策実行委員会」を継続設置し、法務局や警察等の関係機関と連携を図りながら、取組について充実を図っていく。

#### (2) 市いじめ問題対策専門委員会の設置

学校の対応で問題の解決が難しい場合、問題行動等対策実行委員会と教育委員会との円滑な連携の下に、対策を実効的に行うための調査機関として、「奥州市いじめ問題対策専門委員会」を設置する。

この専門委員会は、弁護士や医療関係者、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であり、当該いじめ事案と利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

### 2 いじめ問題の未然防止・早期発見・早期対応に関すること

#### (1) 市内全小中学校に対する「いじめに関する調査」の実施

教育委員会では、平成 24 年度から市内全小中学校に対し、いじめの状況や各校での取組内容、アンケートの回数及び実施時期等について調査し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めてきた。また、いじめが解消していないケースについては、追跡調査を行い、解消に向けて支援をしてきた。今後も、各校の実態把握に努め、学校のいじめ対応を支援していく。

#### (2) 市内全小中学校に対する「いじめ問題対応への取り組み調査」の実施

いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向け、各学校の取り組み体制を確認するため、チェックシートを活用し、取組の改善を図ることを目的として調査を行う。

#### (3) いじめ相談等の体制の充実

市教育研究所や教育委員会学校教育課等を、いじめ相談の窓口として周知を図り、広く相談体制の整備と充実を図るとともに、いじめ防止に関わる啓発活動を行う。

#### (4) 未然防止・早期発見・早期対応の取組の充実

ア 小・中学校の教員を対象に授業づくりや学級づくりなどの研修会や情報提供を行い、日常的な取組を確認し、児童等が楽しく、安心して生活できる環境づくりができるよう支援する。

イ 生徒指導主事研修会や講演会等を開き、いじめの態様やインターネット等を通して行われる問題に対する認識を深めるとともに、学校として組織的・計画的に未然防止・早期発見・早期対応が図られるようにする。

### 3 いじめの対応に関すること

#### (1) いじめに対する措置

教育委員会は、学校からいじめの報告を受けた場合には、必要に応じて指導・助言を行うとともに、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

#### (2) いじめが学校間にわたる場合の措置

いじめ問題が複数の学校や校種にわたる場合は、教育委員会が学校相互間の連絡協力体制の調整を行い、いじめを解決するための支援を行う。

### 4 学校運営改善に関すること

教育委員会は、目標への取組や問題への組織的な対応など、「学校いじめ防止対策委員会（仮称）」の役割が果たされているかを把握するとともに、学校に対して必要な支援や指導・助言を行う。

## 第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの未然防止・早期発見・早期対応のため、学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、教職員と一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、自校のいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として定める。その際、国や県の基本方針及び市の基本方針を参酌し、自校の実情に応じた学校基本方針を策定することが必要である。

学校基本方針には、いじめ防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、児童等指導体制の確立、教育相談体制の充実、教員の指導力の向上に資する校内研修の充実などが想定され、いじめの未然防止・早期発見・早期対応などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

#### (1) 基本方針の中核的な内容

年間の学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が組織的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ることが必要である。また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのフ

ローチャート等を定め、それを徹底するための具体的な取組を盛り込む必要がある。さらに、加害児童等に対する成長支援の観点から、当該児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることが望ましい。

## (2) 学校評価

学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。学校基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況の評価する。評価結果を踏まえ学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る必要がある。

## (3) 関係者の連携と情報提供

学校基本方針を策定するに当たっては、保護者、地域住民、関係機関と協議を重ねながら具体的な対策に係る連携について定めることが望ましい。また、児童等の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

また、策定した学校基本方針については、学校の広報等で公開するものとし、積極的に情報提供できるようにする。

## 2 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「学校いじめ防止対策委員会（仮称）」を設置する。構成員は、校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、学年主任等、校長が実情に応じて定めるものとする。「生徒指導委員会」や「生徒指導部会」、「適応支援会議」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、必要に応じて、医療、心理、福祉の専門家の参加を求めることも効果的である。

学校いじめ防止対策委員会は、いじめの未然防止・早期発見・早期対応等、学校はいじめの防止等の対策のための組織の中核となる役割を担うものであり、以下のような役割が考えられる。

- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実行の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る役割
- いじめを察知した場合には、緊急会議等を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を組織的・計画的に企画し実施する役割
- 学校基本方針が実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、基本方針の見直しを行う役割

なお、学校いじめ防止等対策委員会は、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた

計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、P D C Aサイクルで検証を行う役割が期待される。

### 3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

#### (1) いじめの未然防止

いじめはどの児童等にも起こりうるという認識のもと、児童等が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等、いじめの未然防止に取り組む。

未然防止のためには、児童等が他者への思いやりや、心の通い合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、いじめの被害児童を助けるためには児童等の協力が必要となる場合があり、児童等に対して傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

#### (2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを全教職員で認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確かな関わりをもち、いじめを積極的に認知することが大切である。また、日頃から児童等との信頼関係づくりに努め、児童等が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが重要である。

あわせて、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談等により、いじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

#### (3) いじめの早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まずに、必ず学校いじめ防止等対策委員会を活用して速やかに対応し、被害児童等を徹底して守り通すとともに、加害児童等に対しては、当該児童等の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害・加害児童等に対しては、事情や心情等を聴取し、児童等の状態に合わせた継続的なケア及び支援を行う。

また、各教職員は、学校基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ防止等対策委員会（仮）に報告を行わないことは法 23 条第 1 項の規定に違反し得る。

#### (4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童等に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行

われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、市または学校いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は相当の期間が経過するまでは被害児童・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ②被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。この場合被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の意味

法において、例えば、次のような場合を、いじめの重大事態の例として示している。

- 児童等が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障がいを負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間（「一定期間連続して欠席している場合」）学校を欠席した場合

学校または教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握したうえで、重大事案かどうかを判断し、報告・調査に当たる。

また、児童等や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童等または保護者空の申し立ては、学校が把握していないきわめて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。

#### (3) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかにその下に組織を設ける。教育委員会が調査を行う際には、奥州市いじめ問題対策専門委員会を招集し、これが調査に当たる。

#### (4) 実施する調査の内容

ここでの調査の目的は、「事実関係を明確にするための調査」であり、重大事態に至る要因となつたいじめの行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、

いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り明確にするものである。

そのため、調査内容については、いじめ問題対策専門委員会において重大事態の状況に応じた調査方法等を検討したうえ、適切に調査を進める。

## 2 調査結果の提供及び報告、並びに市長による再調査

### (1) いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

### (2) 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

### (3) 市長による再調査

上記(2)の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査を行うことができる。

# ◆いじめ・重大事態発生時の対応フローチャート 資料

【通常の対応】

【重大事態への対応】

